

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月25日
【計算期間】	第22特定期間(自平成20年5月27日 至 平成20年11月25日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド (以下、「当ファンド」という場合があります。)
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ティモシー・ファブリス・ライアン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	小川 泰夫
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【電話番号】	03 - 3240 - 8442
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界各国の公社債に投資し、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。なお、原則として取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB格以上）を得ている公社債に投資します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	M M F M R F E T F	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信・追加型投信の区分・・・追加型投信

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

投資対象地域による区分・・・内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産による区分・・・債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本含む)	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般	年 2 回	日本 北米		
公債	年 4 回	欧州		なし
社債	年 6 回 (隔月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米		
クレジット属性 ()		アフリカ 中近東 (中東)		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 ()				
資産複合 ()	その他 ()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

投資対象資産による属性区分・・・債券、一般

公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの特色

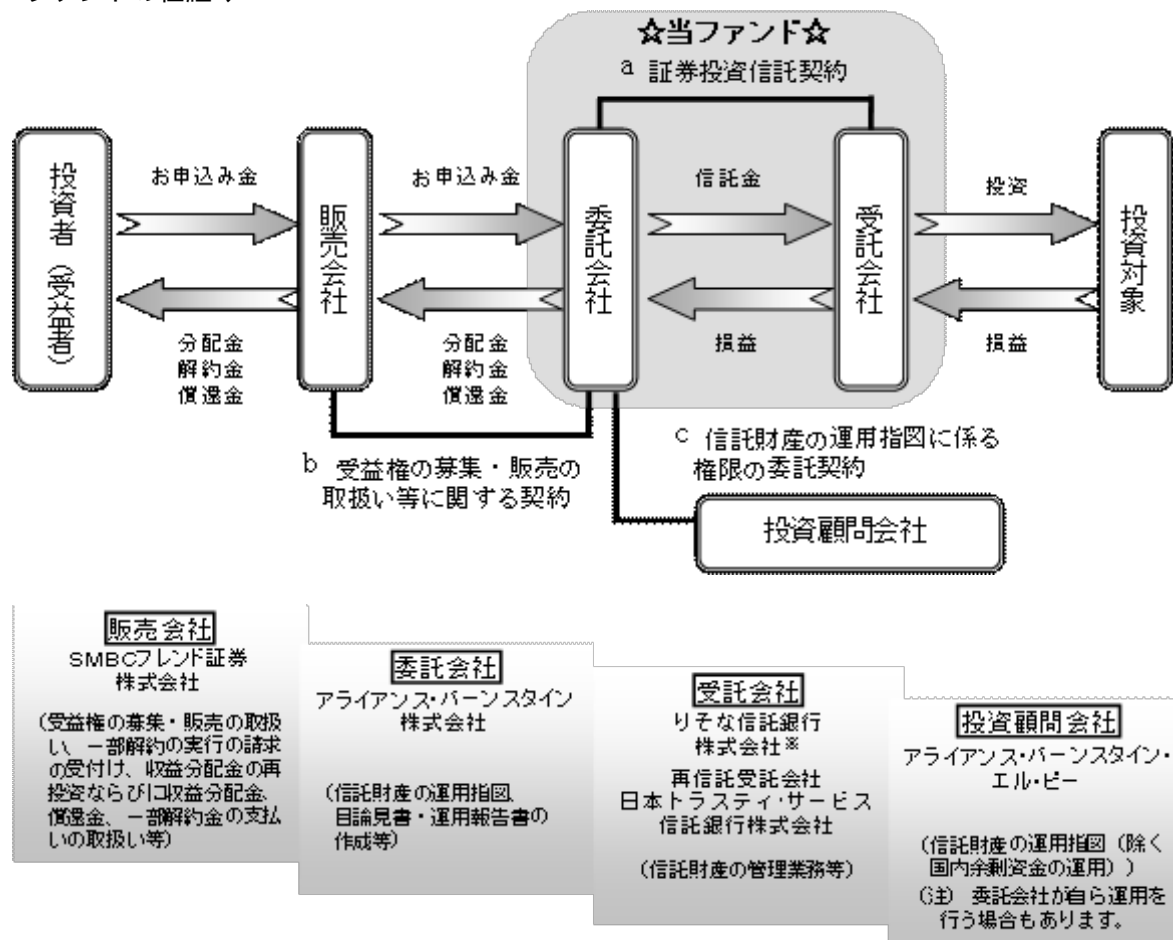
- a. 世界の公社債に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。主な投資対象は世界各国の投資適格債とします。

- b. 外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。
- c. 運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- d. 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。アライアンス・バーンスタインの債券部門のグローバルな調査力を活かし、世界各国のファンダメンタルズ分析に基づき運用します。

アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



りそな信託銀行株式会社は、関係当局の認可を前提として、平成21年4月1日付けで りそな銀行 と りそな信託銀行 が合併し、りそな銀行となる予定です。

関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. 信託財産の運用指図に係る権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用指図に係る権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a. 資本金の額

資本金の額は金130百万円です。（平成21年1月末現在）

b. 委託会社の沿革

平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
 平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
 平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録
 平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更
 平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。
 平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c. 大株主の状況

（平成21年1月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

d. 金融商品取引業にかかる登録番号

当社は金融商品取引業者であり、登録番号は関東財務局長（金商）第303号です。

e. 金融商品取引業の内容および方法の概要

（イ）投資運用業

投資信託委託会社としての業務

委託者指図型投資信託の委託者として、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、投資信託財産の運用その他の業務を行います。

投資一任業務

お客様より金融商品の価値等の分析に係る投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客様のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約を締結し、その契約に基づき、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行います。

（ロ）投資助言・代理業

有価証券の価値等及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関して、お客様に対して口頭・文書その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結し、その契約に基づき、助言を行います。

（ハ）第二種金融商品取引業

以下の業務を行うことがあります。

- ・自ら設定する投資信託の受益権の募集または私募、および当該募集または私募に係る受益権の一部解約の請求の受付けまたは買取り
- ・自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券または投資法人債券の募集または私募の取扱い、および当該募集または私募の取扱いに係る投資証券または投資法人債券の払戻しの請求の受付けまたは買取り

f. 加入している金融商品取引業協会および加入対象事業者となっている認定投資者保護団体等

社団法人 投資信託協会 加入

社団法人 日本証券投資顧問業協会 加入

加入対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

a．主要投資対象

世界各国の投資適格格付けの公社債（以下、「投資適格債」といいます。）を主な投資対象とします。格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

b．運用の特色

（イ）当ファンドは、世界の公社債に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。主な投資対象は世界各国の投資適格債とします。

- 主として、米国国債・政府機関債、投資適格社債、モーゲージ証券を含むアセット・バック証券などの米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債・政府機関債、事業債などの投資適格債への投資により、信託財産の成長を図ることを目指します。
- 原則として取得時に投資適格格付け（BBB格以上）を得ている公社債に投資します。また、格付けを得ていない債券であっても、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。
- 一般に、エマージング・カントリーと認識される国の政府や企業等が発行する債券であっても、投資適格の格付けを得ている債券は投資対象とします。

格付けと投資対象

債券は、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付機関によって格付けがなされています。BBB - 格（スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）社）、Baa3格（ムーディーズ社）以上の債券を「投資適格債」といいます。



S & P 社、ムーディーズ社は格付機関の例として提示したもので、その他の格付機関の格付け情報も採用します。

（ロ）外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

（ハ）運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。

- 運用の一層の強化・充実を図るため、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。）をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資顧問会社）に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

投資顧問会社を中核とするアライアンス・バーンスタイン¹は、総額約4,619.51億米ドル（平成20年12月末現在、約41.9兆円²）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界25ヵ国47都市（平成20年9月末現在）に拠点を有しています。

1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝90.65円（平成20年12月31日のWMロイター）を用いております。

（二）分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。アライアンス・バーンスタインの債券部門のグローバルな調査力を活かし、世界各国のファンダメンタルズ分析に基づき運用します。

- ポートフォリオの国別・債券セクター別資産配分の決定・変更および個別銘柄の選定は、債券部門調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。
- 世界各国の景気変動の違い等に注目し、相対的に高い収益力が期待される国または債券セクターへの資産配分を高めます。

米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタルズ分析を行います。計量分析アナリストは計量的手法により、主要市場における社債個別銘柄の期待リターンの算出を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。

これらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。

このプロセスは継続的に行われ、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したものに随時、乗換えを行います。

- 為替の運用は、債券運用とは分離して行います。このため、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。

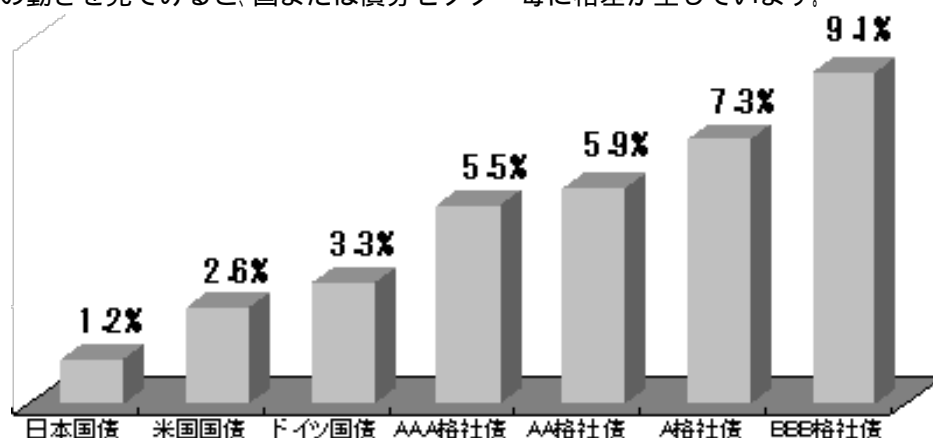
各国の景気動向や政策見通しなどのファンダメンタルズ分析に、テクニカル分析を加え、為替ポジションを決定します。

なお、当ファンドの運用にあたっては、債券運用からの収益の獲得を主としています。

各債券セクターの利回り比較

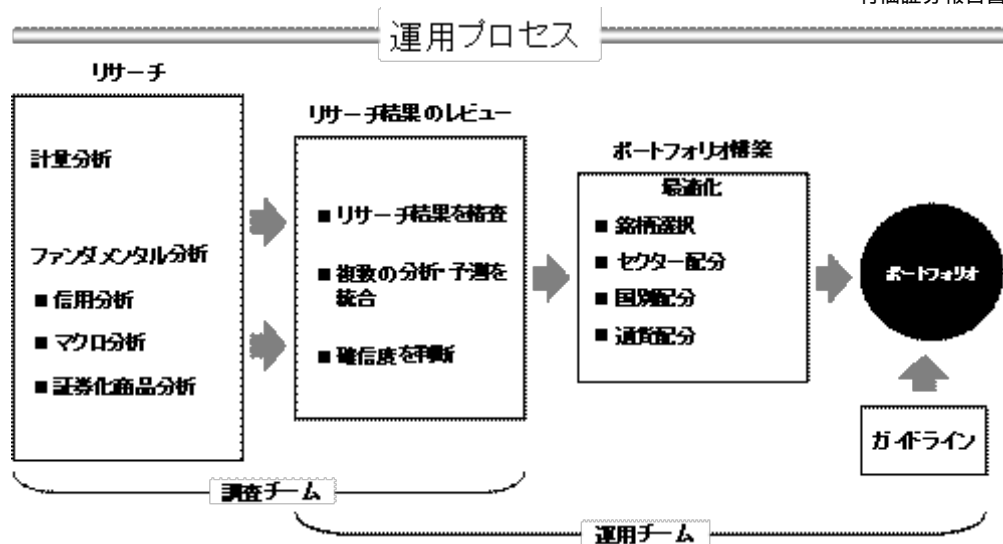
債券セクターとは...

公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、米国国債、社債といった区分があります。世界の債券市場の動きを見てみると、国または債券セクター毎に格差が生じています。



データ出所：メリルリンチ、ブルームバーグ。日本国債、ドイツ国債、米国国債の利回りは、各国の10年物国債の利回りを表示しています。社債の利回りはメリルリンチの格付け別指数のデータを使用しています。（平成21年1月26日現在）

上記のデータは、当ファンドの将来の運用成果等を保証するものではありません。また、指数に投資することはできません。



c. 運用態度

- （イ）世界の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- （ロ）分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- （ハ）有価証券の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- （ニ）信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券（優先株、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債）の新株予約権に限ります。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限ります。）

新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）以下同じ。

- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- h. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i. 外国貸付債権信託受益証券
- j. 預託証書

- k．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l．指定金銭信託の受益証券
- m．抵当証券
- n．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a．の証券または証書、h．ならびに j．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から e．までの証券および h．ならびに j．の証券または証書のうち b．から e．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a．から d．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記の a．から d．までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲

内とします。

c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記のa. からd. に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記のa. からd. に掲げる金融商品で運用している額（以下、本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額とします。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

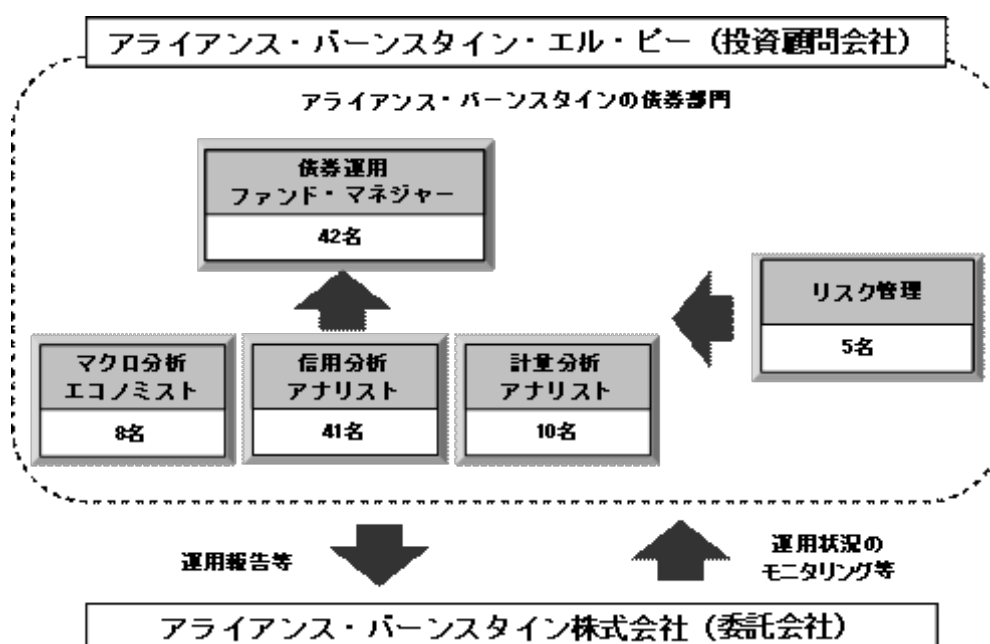
(3) 【運用体制】

当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。）を次の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタインの債券部門は、42名の経験豊富なファンド・マネージャーと59名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、債券部門に所属するリスク管理チームが行うとともに、リスク管理委員会が四半期毎にポートフォリオ・リスクをモニターします。



上記は平成20年9月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎月（原則25日、該当日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として次の方針により分配を行います。

- a．分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。
- c．分配金（税引き後）は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。
- d．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - （イ）配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税および地方消費税に相当する額（以下、「消費税等相当額」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - （ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に帰属します。収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- a．株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りません。
- b．株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- c．投資する株式等の範囲
 - （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして信託約款付表に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - （ロ）上記（イ）にかかわらず、信託約款付表に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- d．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- f．同一銘柄への投資割合
 - （イ）同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ロ）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b．有価証券売却および再投資の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

c．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、公社債など値動きのある金融商品等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドの受益者に帰属します。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

金利リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券やエマージング・カントリー公社債は、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券の価格変動要因には、通常の債券と同様の金利要因のほかに、プリペイメント（元本の一部が満期前に償還されること）の動向によっても影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借替えが増加し、これにともないアセット・バック証券のプリペイメントも増加することになります。プリペイメントの増加は、金利低下の環境下では、再投資利回りが低下することから、アセット・バック証券の投資価値が下がることがあります。

為替リスク

外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。（ただし、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。この場合、円と当該通貨の為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。）

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理

債券の運用チームが債券運用に関する各種リスクを定義し、各ポートフォリオ毎にそのリスクを常時監視しています。また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、債券運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

債券運用に関わるリスクへの対応

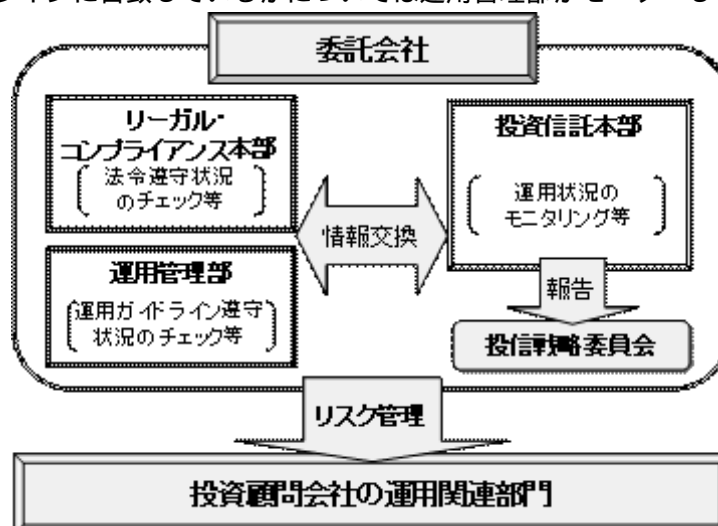
運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。格付予想モデルを使った分析も行っています。分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	エマージング・カントリーについては、エマージング・カントリー専担のエコノミストの分析に加え、アライアンス・バーンスタインの「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用い、常時監視しています。
流動性リスク	社債については、1発行体が発行した社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

委託会社におけるリスク管理

投資信託本部においては、運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）が予め定められた運用の基本方針、及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（1万口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、以下の手数料率を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

取得申込み金額	手数料率
1億円未満	3.15%（税抜3.00%）

1 億円以上 5 億円未満	2.10%（税抜2.00%）
5 億円以上	1.05%（税抜1.00%）

取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

「償還乗換え」により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込み場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対して、年1.6275%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とします。
信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7875% (税抜年0.75%)	年0.7875% (税抜年0.75%)	年0.0525% (税抜年0.05%)

当ファンドの信託財産の運用指図に係る投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます

(4)【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

その他の費用

- a. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- c. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 特別分配金が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

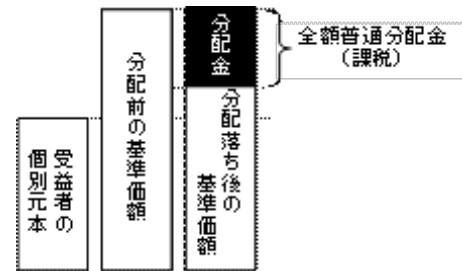
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。収益分配金のうち所得税およ

び住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金については課税されません。

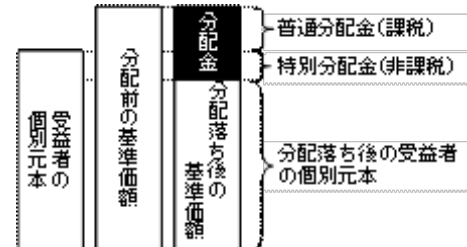
受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者



の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が特別分配金となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、原則として20%（所得税15%および住民税5%）の税率により源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告することにより、申告分離課税または総合課税の選択が可能です。一部解約時および償還時の差益^{*1}を含む公募株式投資信託の換金時に生じた利益は、換金方法を問わず譲渡所得等とみなされ、20%（所得税15%および住民税5%）の税率により申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までは、特例措置として、上場株式等・公募株式投資信託の年間合計額100万円を超えない配当金・収益分配金^{*2}および年間合計額500万円を超えない譲渡益は、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*3}が適用されます。

平成23年1月1日以降は特例措置が廃止され、配当金・収益分配金および譲渡益の税率は20%（所得税15%および住民税5%）となります。

*1 解約価額および償還価額から申込手数料(税込)を含む取得費用を控除した利益をいいます。

*2 1銘柄につき年間で1万円以下の配当金等については、配当所得の合計額に算入しません。

*3 配当金・収益分配金の年間合計額が100万円を超えた場合は確定申告が必要となり、申告分離課税を選択した場合、その超えた部分に対しては20%の税率が適用されます。また、年間合計額が500万円を超えた譲渡益は、特定口座(源泉徴収)利用の場合も確定申告が必要となり、その超えた部分に対して20%の税率で課税されます。

(ロ) 損益通算について

平成21年1月1日より、上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。過去3年分の譲渡損失の繰越控除も可能です(確定申告が必要です。)。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

平成22年を目途に、源泉徴収ありの特定口座内で上場株式等・公募株式投資信託の配当金・収益分配金と譲渡損失を損益通算できるようになる予定です。

- b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

ただし平成21年3月31日までは、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率となります（なお、住民税は課せられません。）。
益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

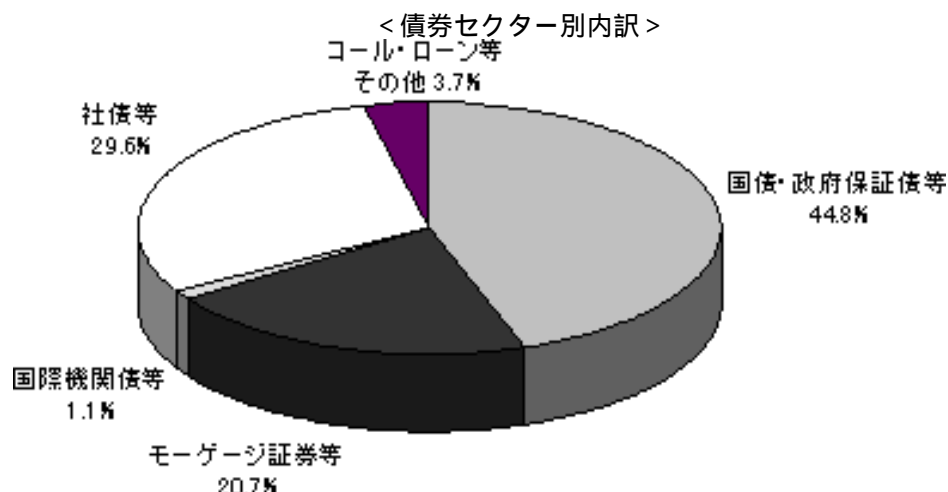
平成20年12月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	189,689,400	1.87
	アメリカ	78,018,071	0.77
	カナダ	130,402,338	1.28
	ドイツ	1,856,962,095	18.35
	イタリア	185,357,353	1.83
	イギリス	641,756,810	6.34
	ニュージーランド	40,669,405	0.40
	スウェーデン	397,990,230	3.93
	メキシコ	775,016,311	7.65
	ポーランド	85,430,442	0.84
	南アフリカ	70,109,629	0.69
	小 計	4,451,402,084	43.98
特殊債券	アメリカ	1,737,513,260	17.17
	国際機関	110,850,464	1.09
	小 計	1,848,363,724	18.26
社債券	日本	84,704,033	0.83
	アメリカ	2,221,817,193	21.95
	カナダ	114,796,792	1.13
	ドイツ	28,774,186	0.28
	オーストラリア	76,017,598	0.75
	イギリス	377,775,177	3.73
	ニュージーランド	17,094,778	0.16
	オランダ	62,786,837	0.62
	スウェーデン	42,399,737	0.41
	ルクセンブルク	71,381,237	0.70
	ケイマン	236,081,078	2.33
	小 計	3,333,628,646	32.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	485,942,587	4.80
合計（純資産総額）	-	10,119,337,041	100.00

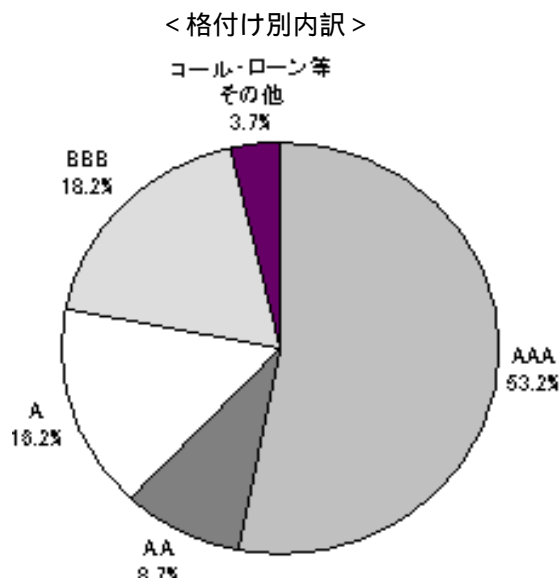
（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考情報）運用状況

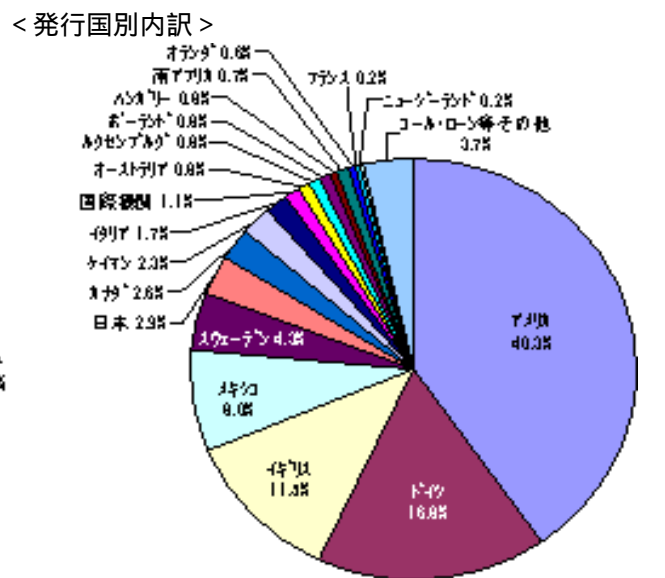
第133期末（平成21年1月26日）現在の運用状況は以下のようになっています。



組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。
（小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）



組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。
（小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）
格付けについてはS & P社またはムーディーズ社のうちいずれか高い方を採用しています。



組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。
（小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）

平均デュレーション	5.2年
-----------	------

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成20年12月30日現在

順位	国/ 地域	種類/ 業種	銘柄名	数量	簿価		時価		利率	償還期限	投資 比率
					単価	金額	単価	金額			
					円	円	円	円	%		%
1	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	4,000,000	17,150.95	686,038,090	17,224.10	688,964,279	6.25	2030年1月4日	6.80
2	アメリカ	特殊 債券	FNMA	4,771,997.41	9,335.12	445,471,994	9,354.10	446,377,447	5.5	2035年7月1日	4.41
3	アメリカ	特殊 債券	FNMA 30YR MEGA	4,618,089.44	9,333.30	431,020,413	9,352.18	431,892,291	5.5	2035年10月1日	4.26
4	アメリカ	特殊 債券	FREDDIE MAC	4,000,000	10,587.92	423,517,075	10,687.49	427,499,637	5.125	2017年11月17日	4.22
5	スウェーデン	国債 証券	SWEDISH GOVERNMENT	30,000,000	1,323.18	396,956,090	1,326.63	397,990,230	4.5	2015年8月12日	3.93
6	アメリカ	特殊 債券	FH 30YR GOLD	3,974,423	9,480.65	376,801,270	9,498.41	377,507,052	6.5	2032年12月1日	3.73
7	メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	3,000,000	12,334.56	370,036,950	12,375.52	371,265,855	11.375	2016年9月15日	3.66
8	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	2,521,000	13,653.22	344,197,918	13,674.35	344,730,510	5.25	2011年1月4日	3.40
9	イギリス	国債 証券	UK TREASURY	1,500,000	19,225.28	288,379,245	19,152.72	287,290,857	8	2021年6月7日	2.83
10	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	2,000,000	13,836.42	276,728,599	13,868.58	277,371,726	5	2012年1月4日	2.74
11	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	2,000,000	13,772.37	275,447,463	13,812.51	276,250,284	4	2016年7月4日	2.72
12	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	1,600,000	16,755.37	268,086,027	16,852.83	269,645,296	6.25	2024年1月4日	2.66
13	イギリス	国債 証券	UK TREASURY	1,500,000	13,858.94	207,884,177	13,853.54	207,803,101	4.75	2010年6月7日	2.05
14	日本	国債 証券	第285回利付国債 (10年)	180,000,000	105.27	189,496,800	105.38	189,689,400	1.7	2017年3月20日	1.87
15	イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000	18,489.98	184,899,896	18,535.73	185,357,353	9	2023年11月1日	1.83
16	メキシコ	国債 証券	MEXICAN BONOS	27,000,000	676.28	182,596,464	676.21	182,578,428	9	2009年12月24日	1.80
17	イギリス	国債 証券	UK TREASURY	1,000,000	14,702.44	147,024,462	14,666.28	146,662,852	5	2014年9月7日	1.44
18	メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	1,500,000	9,603.66	144,054,975	9,625.51	144,382,683	6.75	2034年9月27日	1.42
19	カナダ	国債 証券	CANADIAN GOVERNMENT	1,500,000	8,610.79	129,161,865	8,693.48	130,402,338	5	2014年6月1日	1.28
20	国際 機関	特殊 債券	INTL FIN CORP	11,630,000	952.97	110,830,500	953.14	110,850,464	11	2009年7月1日	1.09
21	アメリカ	社債券	WAL-MART STORES	1,000,000	9,464.19	94,641,979	9,462.79	94,627,960	4.55	2013年5月1日	0.93
22	アメリカ	社債券	WELLS FARGO COMPANY	1,000,000	9,124.57	91,245,741	9,162.58	91,625,882	5	2014年11月15日	0.90
23	カナダ	社債券	YPG HOLDINGS INC	1,300,000	6,603.35	85,843,650	6,696.38	87,052,989	5.25	2016年2月15日	0.86
24	ポーランド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT	2,700,000	3,166.70	85,500,969	3,164.09	85,430,442	5.5	2019年10月25日	0.84
25	イギリス	社債券	WPP FINANCE (USA) CORP	800,000	9,596.69	76,773,536	9,614.65	76,917,218	5.875	2014年6月15日	0.76
26	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	825,000	9,301.97	76,741,280	9,313.91	76,839,811	6.5	2036年5月2日	0.75
27	オーストラリア	社債券	TXU AUSTRALIA	830,000	9,155.77	75,992,967	9,158.74	76,017,598	6.15	2013年11月15日	0.75
28	アメリカ	社債券	WYETH	800,000	9,285.16	74,281,281	9,288.29	74,306,332	5.5	2014年2月1日	0.73
29	アメリカ	社債券	GENERAL ELEC CAP CORP	800,000	9,063.72	72,509,764	9,182.13	73,457,059	5.625	2018年5月1日	0.72
30	ケイマン	社債券	MIZUHO FINANCE(CAYMAN)	800,000	8,888.16	71,105,353	8,888.16	71,105,353	5.79	2014年4月15日	0.70

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

平成20年12月30日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
国内	国債証券	1.87
	社債券	0.83
外国	国債証券	42.11
	特殊債券	18.26
	社債券	32.10
合計		95.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

特定期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	平成10年5月25日	49,546	50,764	10,686	10,949
第2特定期間末	平成10年11月25日	51,727	53,711	9,386	9,746
第3特定期間末	平成11年5月25日	58,819	61,101	9,279	9,639
第4特定期間末	平成11年11月25日	50,625	53,000	7,458	7,808
第5特定期間末	平成12年5月25日	51,944	54,183	7,423	7,743
第6特定期間末	平成12年11月27日	55,330	57,476	7,732	8,032
第7特定期間末	平成13年5月25日	72,964	75,573	8,391	8,691
第8特定期間末	平成13年11月26日	89,654	92,792	8,572	8,872
第9特定期間末	平成14年5月27日	87,280	90,302	8,231	8,516
第10特定期間末	平成14年11月25日	97,448	100,690	8,118	8,388
第11特定期間末	平成15年5月26日	94,303	97,120	8,034	8,274
第12特定期間末	平成15年11月25日	81,417	84,142	7,171	7,411
第13特定期間末	平成16年5月25日	80,531	83,232	7,156	7,396
第14特定期間末	平成16年11月25日	74,736	77,097	6,649	6,859
第15特定期間末	平成17年5月25日	84,474	87,050	6,886	7,096
第16特定期間末	平成17年11月25日	84,192	86,545	7,513	7,723
第17特定期間末	平成18年5月25日	53,554	55,148	7,058	7,268
第18特定期間末	平成18年11月27日	35,205	36,211	7,344	7,554
第19特定期間末	平成19年5月25日	26,361	27,086	7,635	7,845
第20特定期間末	平成19年11月26日	19,364	19,931	7,178	7,388
第21特定期間末	平成20年5月26日	15,743	16,225	6,864	7,074
第22特定期間末	平成20年11月25日	10,759	11,177	5,408	5,618
平成19年12月末日		19,295	-	7,325	-
平成20年 1月末日		18,069	-	6,978	-
平成20年 2月末日		17,452	-	6,927	-
平成20年 3月末日		16,187	-	6,757	-
平成20年 4月末日		16,108	-	6,893	-
平成20年 5月末日		15,740	-	6,893	-
平成20年 6月末日		15,351	-	6,905	-
平成20年 7月末日		15,031	-	6,952	-
平成20年 8月末日		14,579	-	6,856	-
平成20年 9月末日		13,285	-	6,348	-
平成20年10月末日		11,227	-	5,499	-
平成20年11月末日		10,794	-	5,439	-
平成20年12月末日		10,119	-	5,510	-

（注1）分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

（注2）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注3）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

特定期間	1万口当たり分配金（円）
第3特定期間（平成10年11月26日～平成11年5月25日）	360
第4特定期間（平成11年5月26日～平成11年11月25日）	350
第5特定期間（平成11年11月26日～平成12年5月25日）	320
第6特定期間（平成12年5月26日～平成12年11月27日）	300
第7特定期間（平成12年11月28日～平成13年5月25日）	300
第8特定期間（平成13年5月26日～平成13年11月26日）	300
第9特定期間（平成13年11月27日～平成14年5月27日）	285
第10特定期間（平成14年5月28日～平成14年11月25日）	270
第11特定期間（平成14年11月26日～平成15年5月26日）	240
第12特定期間（平成15年5月27日～平成15年11月25日）	240
第13特定期間（平成15年11月26日～平成16年5月25日）	240
第14特定期間（平成16年5月26日～平成16年11月25日）	210
第15特定期間（平成16年11月26日～平成17年5月25日）	210
第16特定期間（平成17年5月26日～平成17年11月25日）	210
第17特定期間（平成17年11月26日～平成18年5月25日）	210
第18特定期間（平成18年5月26日～平成18年11月27日）	210
第19特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月25日）	210

第20特定期間（平成19年5月26日～平成19年11月26日）	210
第21特定期間（平成19年11月27日～平成20年5月26日）	210
第22特定期間（平成20年5月27日～平成20年11月25日）	210

【収益率の推移】

特定期間	収益率（％）
第 3特定期間（平成10年11月26日～平成11年5月25日）	2.7
第 4特定期間（平成11年5月26日～平成11年11月25日）	15.9
第 5特定期間（平成11年11月26日～平成12年5月25日）	3.8
第 6特定期間（平成12年5月26日～平成12年11月27日）	8.2
第 7特定期間（平成12年11月28日～平成13年5月25日）	12.4
第 8特定期間（平成13年5月26日～平成13年11月26日）	5.7
第 9特定期間（平成13年11月27日～平成14年5月27日）	0.7
第10特定期間（平成14年5月28日～平成14年11月25日）	1.9
第11特定期間（平成14年11月26日～平成15年5月26日）	1.9
第12特定期間（平成15年5月27日～平成15年11月25日）	7.8
第13特定期間（平成15年11月26日～平成16年5月25日）	3.1
第14特定期間（平成16年5月26日～平成16年11月25日）	4.2
第15特定期間（平成16年11月26日～平成17年5月25日）	6.7
第16特定期間（平成17年5月26日～平成17年11月25日）	12.2
第17特定期間（平成17年11月26日～平成18年5月25日）	3.3
第18特定期間（平成18年5月26日～平成18年11月27日）	7.0
第19特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月25日）	6.8
第20特定期間（平成19年5月26日～平成19年11月26日）	3.2
第21特定期間（平成19年11月27日～平成20年5月26日）	1.4
第22特定期間（平成20年5月27日～平成20年11月25日）	18.2

（注）収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成9年12月18日	信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。
平成12年11月15日	関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。
平成19年2月23日	名称変更 (変更前) アライアンス・グローバル・インカム・ファンド (変更後) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受け付けます。
受付時間は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎても取得申込みの受付は、翌営業日の取扱いとなります。
（受付時間は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）
取得の申込みには、当ファンドに係る「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。
取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。
受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ただし、収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

(3) 申込単位

申込単位は、10万円以上1円単位です。
（申込単位は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）
ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(4) 申込手数料

申込手数料（1万口当たり）は、申込価額に、以下の手数料率を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
（販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。）
ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

取得申込み金額	手数料率
1億円未満	3.15%（税抜3.00%）
1億円以上5億円未満	2.10%（税抜2.00%）
5億円以上	1.05%（税抜1.00%）

取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

(5) 受渡方法

取得申込み金額を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。
取得申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(6) その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、お申込みの受け付けを中止することがあります。

2【換金（解約）手続等】

（１）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受け付けます。

受付時間は、午後３時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、この時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）換金価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（３）換金単位

１口単位です。

（４）換金手数料

ありません。

（５）換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社において支払います。

（６）その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（２）の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

第３【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で１万口当たりの価額で表示します。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の売買の予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「インカム」の略称で掲載されます。

（2）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c．信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記b．の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b．委託会社は、上記a．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．上記b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

d．上記c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがい

ます。

異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c . 信託終了の手続き 」または「 信託約款の変更 」で規定する公告または書面に記載します。

関係法人との契約の更改等

a . 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b . 信託財産の運用指図に係る権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめ住所が登録されている受益者には、販売会社を通じて交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a . 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

また、収益分配金の定期的な引出しを希望する受益者は、販売会社と「定期引出契約」を結ぶことにより引き出しが出来る場合があります。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口

数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「1 資産管理等の概要 (5) c . 」に規定する信託契約の解約または上記「1 資産管理等の概要 (5) 」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期（平成19年11月27日から平成20年5月26日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期（平成20年5月27日から平成20年11月25日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期（平成19年11月27日から平成20年5月26日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成20年5月27日から平成20年11月25日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成19年11月27日から平成20年5月26日まで）及び当期（平成20年5月27日から平成20年11月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年5月26日現在)	当期 (平成20年11月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,058,415,554	120,137,942
金銭信託	262,936	209,354
コール・ローン	101,000,000	117,000,000
国債証券	7,352,393,686	5,306,455,020
特殊債券	2,667,449,964	1,883,089,669
社債券	4,423,188,901	3,239,752,343
派生商品評価勘定	82,703,254	42,486,854
未収入金	10,519,926	-
未収利息	229,685,188	202,143,410
前払費用	5,267,119	2,531,617
その他未収収益	16,388,043	6,226,390
流動資産合計	15,947,274,571	10,920,032,599
資産合計	15,947,274,571	10,920,032,599
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	13,891,608	20,224,383
未払金	47,736,299	1,593,308
未払収益分配金	80,276,561	69,640,760
未払解約金	39,125,494	54,400,870
未払受託者報酬	716,856	456,744
未払委託者報酬	21,505,690	13,702,286
その他未払費用	78,682	60,779
流動負債合計	203,331,190	160,079,130
負債合計	203,331,190	160,079,130
純資産の部		
元本等		
元本	22,936,160,423	19,897,360,004
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,192,217,042	9,137,406,535
（分配準備積立金）	855,859,096	732,113,849
純資産合計	15,743,943,381	10,759,953,469
負債純資産合計	15,947,274,571	10,920,032,599

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	当期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)
営業収益		
受取利息	481,582,506	392,897,546
有価証券売買等損益	192,594,285	667,260,285
為替差損益	429,090,854	2,191,133,603
その他収益	6,260,548	8,112,166
営業収益合計	133,842,085	2,457,384,176
営業費用		
受託者報酬	4,583,271	3,656,416
委託者報酬	137,498,132	109,692,437
その他費用	6,880,670	6,004,500
営業費用合計	148,962,073	119,353,353
営業利益又は営業損失（ ）	282,804,158	2,576,737,529
経常利益又は経常損失（ ）	282,804,158	2,576,737,529
当期純利益又は当期純損失（ ）	282,804,158	2,576,737,529
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,442,087	22,618,205
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,613,363,790	7,192,217,042
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,310,186,058	1,154,897,125
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,310,186,058	1,154,897,125
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,527,214	103,085,583
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,527,214	103,085,583
分配金	518,150,025	442,881,711
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,192,217,042	9,137,406,535

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	当期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券・特殊債券・社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の 提供する価額等で評価しております。	(1) 国債証券・特殊債券・社債券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対 顧客先物相場の仲値で評価しております。	(2) 外国為替予約取引 同左
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の 円換算は、原則として、わが国における特 定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値 によって計算しております。	同左
4. その他	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損 益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損 益の計上基準 同左
	当ファンドの特定期間は、前期末及び当 期末が休日のため、平成19年11月27日から 平成20年5月26日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、前期末が休日 のため、平成20年5月27日から平成20年11 月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年 5月26日現在)	当期 (平成20年11月25日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 22,936,160,423 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 19,897,360,004 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する 額 元本の欠損 7,192,217,042 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する 額 元本の欠損 9,137,406,535 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6864 円 (10,000口当たり純資産額 6,864 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5408 円 (10,000口当たり純資産額 5,408 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	当期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)																																				
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 弁している額 6,252,419円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 弁している額 - 円																																				
2. 分配金の計算過程 平成19年11月27日から平成19年12月25日まで 計算期末における分配対象金額 1,633,131,197円 (10,000口当たり619円)のうち、92,315,213円 (10,000口当たり35円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 平成20年5月27日から平成20年6月25日まで 計算期末における分配対象金額 1,254,048,925円 (10,000口当たり562円)のうち、78,009,473円 (10,000口当たり35円)を分配金額としております。																																				
<table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 79,712,147円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B -</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 557,926,785円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 995,492,265円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 1,633,131,197円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 26,375,775,184口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対 象額</td><td>G=E/F×10,000 619円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 35円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 79,712,147円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -	収益調整金額	C 557,926,785円	分配準備積立金額	D 995,492,265円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,633,131,197円	当ファンドの期末残存口数	F 26,375,775,184口	10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 619円	10,000口当たりの分配額	H 35円	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 70,410,357円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B -</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 353,309,942円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 830,328,626円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 1,254,048,925円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 22,288,420,997口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対 象額</td><td>G=E/F×10,000 562円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 35円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 70,410,357円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -	収益調整金額	C 353,309,942円	分配準備積立金額	D 830,328,626円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,254,048,925円	当ファンドの期末残存口数	F 22,288,420,997口	10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 562円	10,000口当たりの分配額	H 35円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A 79,712,147円																																				
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -																																				
収益調整金額	C 557,926,785円																																				
分配準備積立金額	D 995,492,265円																																				
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,633,131,197円																																				
当ファンドの期末残存口数	F 26,375,775,184口																																				
10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 619円																																				
10,000口当たりの分配額	H 35円																																				
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A 70,410,357円																																				
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -																																				
収益調整金額	C 353,309,942円																																				
分配準備積立金額	D 830,328,626円																																				
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,254,048,925円																																				
当ファンドの期末残存口数	F 22,288,420,997口																																				
10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 562円																																				
10,000口当たりの分配額	H 35円																																				

収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 92,315,213円
---------	--

平成19年12月26日から平成20年1月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,574,010,702円
(10,000口当たり606円)のうち、90,860,800円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 57,468,581円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 538,142,760円
分配準備積立金額	D 978,399,361円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,574,010,702円
当ファンドの期末残存口数	F 25,960,228,705口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 606円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 90,860,800円

平成20年1月26日から平成20年2月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,503,591,500円
(10,000口当たり594円)のうち、88,578,674円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 57,667,383円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 494,049,288円
分配準備積立金額	D 951,874,829円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,503,591,500円
当ファンドの期末残存口数	F 25,308,192,632口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 594円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 88,578,674円

平成20年2月26日から平成20年3月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,394,164,761円
(10,000口当たり580円)のうち、84,081,592円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 50,928,539円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 442,830,190円
分配準備積立金額	D 900,406,032円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,394,164,761円
当ファンドの期末残存口数	F 24,023,312,213口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 580円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 84,081,592円

収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 78,009,473円
---------	--

平成20年6月26日から平成20年7月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,194,624,899円
(10,000口当たり551円)のうち、75,809,684円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 51,733,648円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 337,814,789円
分配準備積立金額	D 805,076,462円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,194,624,899円
当ファンドの期末残存口数	F 21,659,909,751口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 551円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 75,809,684円

平成20年7月26日から平成20年8月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,156,750,675円
(10,000口当たり542円)のうち、74,607,815円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 55,651,559円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 310,705,788円
分配準備積立金額	D 790,393,328円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,156,750,675円
当ファンドの期末残存口数	F 21,316,518,836口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 542円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 74,607,815円

平成20年8月26日から平成20年9月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,109,117,509円
(10,000口当たり530円)のうち、73,226,934円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 46,982,823円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 288,700,438円
分配準備積立金額	D 773,434,248円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,109,117,509円
当ファンドの期末残存口数	F 20,921,981,172口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 530円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 73,226,934円

平成20年3月26日から平成20年4月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,355,474,932円
（10,000口当たり578円）のうち、82,037,185円
（10,000口当たり35円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 77,229,195円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 401,833,152円
分配準備積立金額	D 876,412,585円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,355,474,932円
当ファンドの期末残存口数	F 23,439,195,750口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 578円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 82,037,185円

平成20年4月26日から平成20年5月26日まで
計算期末における分配対象金額 1,298,310,993円
（10,000口当たり566円）のうち、80,276,561円
（10,000口当たり35円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 52,193,519円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 390,258,378円
分配準備積立金額	D 855,859,096円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,298,310,993円
当ファンドの期末残存口数	F 22,936,160,423口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 566円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 80,276,561円

平成20年9月26日から平成20年10月27日まで
計算期末における分配対象金額 1,049,482,580円
（10,000口当たり513円）のうち、71,587,045円
（10,000口当たり35円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 36,782,901円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 258,518,117円
分配準備積立金額	D 754,181,562円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,049,482,580円
当ファンドの期末残存口数	F 20,453,441,639口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 513円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 71,587,045円

平成20年10月28日から平成20年11月25日まで
計算期末における分配対象金額 999,040,043円
（10,000口当たり502円）のうち、69,640,760円
（10,000口当たり35円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 47,731,336円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 219,194,858円
分配準備積立金額	D 732,113,849円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 999,040,043円
当ファンドの期末残存口数	F 19,897,360,004口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 502円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 69,640,760円

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日）	当期 （自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

前期 （自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日）	当期 （自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

前期 （自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日）	当期 （自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日）
期首元本額 26,978,210,250 円	期首元本額 22,936,160,423 円
期中追加設定元本額 323,801,691 円	期中追加設定元本額 301,424,004 円
期中一部解約元本額 4,365,851,518 円	期中一部解約元本額 3,340,224,423 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

前期（自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日）

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	7,352,393,686	39,620,384
特殊債券	2,667,449,964	8,168,067
社債券	4,423,188,901	48,037,777
合計	14,443,032,551	16,585,460

当期（自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日）

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	5,306,455,020	141,075,975
特殊債券	1,883,089,669	10,674,816
社債券	3,239,752,343	65,308,182
合計	10,429,297,032	86,442,609

3. デリバティブ取引関係

(1) 取引の状況に関する事項

前期 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	当期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。 2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避のみを目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な収益の確保を図る目的で利用しております。 4. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理は取引権限等を定めた社内ルールに従い、リスク管理担当者が行なっております。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスクの管理体制 同左

(2) 取引の時価等に関する事項

（単位：円）

区分	種類	前期 平成20年 5月26日現在		
		契約額等	うち1年超	時価
				評価損益

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	4,574,186,229	-	4,537,772,714	36,413,515
	米ドル	2,015,917,917	-	1,979,922,820	35,995,097
	メキシコペソ	434,734,858	-	438,696,994	3,962,136
	ユーロ	97,584,000	-	97,710,000	126,000
	スウェーデンクローナ	471,468,150	-	474,744,130	3,275,980
	ポーランドズロチ	545,597,304	-	545,833,770	236,466
	オーストラリアドル	266,436,000	-	264,465,000	1,971,000
	南アフリカランド	742,448,000	-	736,400,000	6,048,000
	買建	2,995,082,566	-	3,027,480,697	32,398,131
	米ドル	266,436,000	-	260,144,974	6,291,026
	カナダドル	144,865,000	-	145,544,000	679,000
	ユーロ	1,488,918,676	-	1,515,416,223	26,497,547
	英ポンド	169,821,500	-	172,490,500	2,669,000
	ノルウェークローネ	546,226,200	-	551,880,000	5,653,800
	オーストラリアドル	378,815,190	-	382,005,000	3,189,810
	合計	7,569,268,795	-	7,565,253,411	68,811,646

(単位：円)

区分	種類	当期 平成20年11月25日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,592,721,570	-	2,551,602,716	41,118,854
	米ドル	1,803,420,600	-	1,783,584,000	19,836,600
	メキシコペソ	105,571,113	-	96,554,763	9,016,350
	スウェーデンクローナ	532,885,750	-	526,585,000	6,300,750
	南アフリカランド	150,844,107	-	144,878,953	5,965,154
	買建	1,104,920,091	-	1,086,063,708	18,856,383
	米ドル	256,570,000	-	253,900,305	2,669,695
	カナダドル	69,435,650	-	66,130,000	3,305,650
	ユーロ	460,094,741	-	458,615,000	1,479,741
	英ポンド	128,924,600	-	123,870,500	5,054,100
	ノルウェークローネ	111,335,900	-	108,991,903	2,343,997
	オーストラリアドル	78,559,200	-	74,556,000	4,003,200
	合計	3,697,641,661	-	3,637,666,424	22,262,471

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4)【附属明細表】

第1．有価証券明細表

(1) 株式（平成20年11月25日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年11月25日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第285回利付国債（10年）		480,000,000	497,563,200	
	小計	銘柄数：	1	480,000,000	497,563,200	
		組入時価比率：	4.6%		4.8%	
	米ドル	UNITED MEXICAN STATES		3,000,000.00	3,655,500.00	
		UNITED MEXICAN STATES		1,500,000.00	1,260,000.00	
		US TREASURY		225,000.00	249,644.47	
		US TREASURY		500,000.00	529,609.50	

	小計	銘柄数：	4	5,225,000.00	5,694,753.97
					(550,341,023)
		組入時価比率：	5.1%		5.3%
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT		1,500,000.00	1,666,650.00
	小計	銘柄数：	1	1,500,000.00	1,666,650.00
					(129,948,700)
		組入時価比率：	1.2%		1.2%
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS		27,000,000.00	27,180,900.00
		MEXICAN BONOS		3,697,700.00	3,763,963.15
		MEXICAN BONOS		7,600,000.00	7,173,392.24
	小計	銘柄数：	3	38,297,700.00	38,118,255.39
					(273,689,073)
		組入時価比率：	2.5%		2.6%
	ユーロ	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		2,521,000.00	2,674,317.13
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		4,000,000.00	4,295,740.00
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		4,000,000.00	4,191,724.00
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		1,600,000.00	2,008,592.00
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		4,000,000.00	5,104,356.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES		1,000,000.00	1,455,094.00
	小計	銘柄数：	6	17,121,000.00	19,729,823.13
					(2,453,600,804)
		組入時価比率：	22.8%		23.5%
	英ポンド	UK TREASURY		1,500,000.00	1,560,310.50
		UK TREASURY		1,000,000.00	1,086,798.00
	小計	銘柄数：	2	2,500,000.00	2,647,108.50
					(386,689,609)
		組入時価比率：	3.6%		3.7%
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT		23,000,000.00	24,509,260.00
		SWEDISH GOVERNMENT		30,000,000.00	32,921,100.00
	小計	銘柄数：	2	53,000,000.00	57,430,360.00
					(694,907,356)
		組入時価比率：	6.5%		6.7%
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT		15,000,000.00	15,049,905.00
	小計	銘柄数：	1	15,000,000.00	15,049,905.00
					(209,193,679)
		組入時価比率：	1.9%		2.0%
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT		760,000.00	769,769.80
	小計	銘柄数：	1	760,000.00	769,769.80
					(40,512,984)
		組入時価比率：	0.4%		0.4%
	南アフリカランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		3,450,000.00	3,556,111.65
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		3,450,000.00	3,713,731.80
	小計	銘柄数：	2	6,900,000.00	7,269,843.45
					(70,008,592)
		組入時価比率：	0.7%		0.7%
	国債証券計				5,306,455,020
					(4,808,891,820)
特殊債券	米ドル	FH 30YR GOLD		4,011,098.50	4,141,280.30
		FNMA		4,818,828.20	4,846,563.44
		FNMA 30YR		585,935.44	589,165.93
		FNMA 30YR MEGA		4,677,714.03	4,704,204.39
		FREDDIE MAC		4,000,000.00	4,058,750.00
	小計	銘柄数：	5	18,093,576.17	18,339,964.06
					(1,772,374,126)
		組入時価比率：	16.5%		17.0%
	南アフリカランド	INTL FIN CORP		11,630,000.00	11,496,941.17
	小計	銘柄数：	1	11,630,000.00	11,496,941.17
					(110,715,543)
		組入時価比率：	1.0%		1.1%
	特殊債券計				1,883,089,669
					(1,883,089,669)
社債券	米ドル	AETNA INC		500,000.00	373,754.00
		AIFUL CORPORATION		481,000.00	251,463.43
		ALLSTATE CORP		735,000.00	419,888.59
		AMERICAN ELECTRIC POWER		500,000.00	425,698.50
		ANZ NATIONAL INTL NZ		195,000.00	183,725.10
		AT&T INC		760,000.00	627,427.88
		BACM 2007-5 A4		960,000.00	546,139.00
		BANK ONE CORP		530,000.00	479,442.24

	BARCLAYS BANK PLC		775,000.00	606,819.57
	BAXTER INTL		290,000.00	272,012.46
	BSCMS 2006-T24 A4		600,000.00	391,090.14
	BSKYB FINANCE UK PLC		800,000.00	663,758.40
	CADBURY SCHWEPPES US FIN		650,000.00	595,117.25
	CANADIAN NATL RESOURCES		125,000.00	114,810.12
	CANADIAN PACIFIC PR CO		90,000.00	76,238.91
	CAPITAL ONE FINL		109,000.00	94,342.00
	CISCO SYSTEMS INC		611,000.00	617,678.84
	CITIGROUP INC		100,000.00	91,819.50
	COMCAST CORP		800,000.00	640,424.00
	COMPUTER SCIENCES CORP		415,000.00	359,839.03
	CONAGRA FOODS INC		232,000.00	228,348.78
	CONAGRA FOODS INC		368,000.00	323,116.14
	CONSUMERS ENERGY CMS		600,000.00	517,684.20
	CONSUMERS ENERGY CMS		340,000.00	298,926.30
	CSMC 2006-C5 A3		600,000.00	334,021.68
	DAIMLERCHRYSLER NA HLDG		288,000.00	251,590.75
	DOW CHEMICAL		75,000.00	65,234.77
	EASTMAN CHEMICAL		351,000.00	312,746.26
	ELECTRONIC DATA SYSTEMS		700,000.00	689,593.80
	ERP OPERATING LP		275,000.00	194,758.57
	GENERAL ELEC CAP CORP		800,000.00	715,439.20
	GOLDMAN SACHS GROUP INC		287,000.00	285,275.99
	GOLDMAN SACHS GROUP INC		79,000.00	78,252.02
	HSBC HOLDINGS PLC		825,000.00	657,127.35
	HUTCHISON WHAM INT		800,000.00	631,816.00
	ILFC E-CAP		890,000.00	328,659.20
	INDIANA MICHIGAN POWER		700,000.00	586,016.20
	JOHNSON(S.C.)& SON INC		600,000.00	476,754.60
	JPMCC 2006-CB17 A4		840,000.00	483,981.37
	KRAFT FOODS INC		290,000.00	258,074.48
	LBUBS 2006-C6 A4		455,000.00	278,816.40
	MIDAMERICAN ENERGY		800,000.00	622,073.60
	MIZUHO FINANCE(CAYMAN)		800,000.00	757,304.00
	MOTOROLA INC		159,000.00	146,551.89
	MUFG CAPITAL FIN 1 LTD		570,000.00	415,131.00
	NB CAPITAL TRUST IV		430,000.00	348,222.60
	NEWS AMERICA INC		800,000.00	708,269.60
	PNC FUNDING CORP		690,000.00	687,219.30
	PUBLIC SERVICE COLORADO		500,000.00	481,540.00
	RESONA BANK LTD		564,000.00	315,370.18
	RESONA PFD GLOBAL SECS		657,000.00	324,963.36
	ROYAL BK OF SCOT GRP PLC		80,000.00	41,427.92
	SARA LEE CORP		592,000.00	573,401.13
	SCOTLAND INTL FIN		450,000.00	375,948.00
	SUMITOMO MITSUI BANKING		555,000.00	408,468.90
	TELECOM ITALIA SPA		400,000.00	362,000.00
	TRANS-CANADA PIPELINES		250,000.00	118,935.75
	TXU AUSTRALIA		830,000.00	808,749.51
	TYCO INTL GROUP SA		470,000.00	412,550.96
	UBS PFD FUNDING TRUST I		151,000.00	113,434.52
	UNION BANK OF CALIFORNIA		315,000.00	233,002.35
	UNITEDHEALTH GROUP INC		450,000.00	411,690.60
	VALERO ENERGY CORP		875,000.00	735,907.37
	WAL-MART STORES		1,000,000.00	997,281.00
	WELLPOINT INC		561,000.00	381,359.38
	WELLS FARGO COMPANY		1,000,000.00	958,150.00
	WESTERN FINANCIAL BK-FSB		305,000.00	292,614.56
	WPP FINANCE (USA) CORP		800,000.00	811,862.40
	WYETH		800,000.00	758,343.20
	XL CAPITAL LTD		700,000.00	433,878.20
	ZIONS BANCORP		800,000.00	559,155.20
小計	銘柄数：	71	37,775,000.00	30,422,529.50
				(2,940,033,250)
	組入時価比率：	27.3%		28.2%
カナダドル	YPG HOLDINGS INC		1,300,000.00	1,088,750.00
小計	銘柄数：	1	1,300,000.00	1,088,750.00
				(84,889,837)

		組入時価比率：	0.8%		0.8%
	ユーロ	BMW US CAPITAL LLC		250,000.00	208,804.49
		HENKEL KGAA		300,000.00	211,941.60
		JPMORGAN CHASE		100,000.00	99,596.90
		JPMORGAN CHASE		150,000.00	132,015.75
		RBS CAPITAL TRUST C		500,000.00	251,500.00
		ROYAL&SUN ALLIANCE INS		500,000.00	472,468.00
		SVENSKA HANDELSBANKEN AB		500,000.00	351,152.00
	小計	銘柄数：	7	2,300,000.00	1,727,478.74
					(214,829,256)
		組入時価比率：	2.0%		2.1%
	社債券計				3,239,752,343
					(3,239,752,343)
合計					10,429,297,032
					(9,931,733,832)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成20年12月30日現在
資産総額	14,785,902,937 円
負債総額	4,666,565,896 円
純資産総額（ - ）	10,119,337,041 円
発行済数量	18,365,535,713 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5510 円

第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数
第 3特定期間（平成10年11月26日～平成11年5月25日）	12,398,088,283	4,118,381,862
第 4特定期間（平成11年5月26日～平成11年11月25日）	12,323,470,428	7,836,128,879
第 5特定期間（平成11年11月26日～平成12年5月25日）	11,154,781,239	9,060,495,319
第 6特定期間（平成12年5月26日～平成12年11月27日）	9,547,788,850	7,959,102,057
第 7特定期間（平成12年11月28日～平成13年5月25日）	27,507,574,920	12,116,100,943
第 8特定期間（平成13年5月26日～平成13年11月26日）	34,191,335,119	16,552,831,950
第 9特定期間（平成13年11月27日～平成14年5月27日）	17,254,652,514	15,813,996,438
第10特定期間（平成14年5月28日～平成14年11月25日）	21,357,575,718	7,344,405,010
第11特定期間（平成14年11月26日～平成15年5月26日）	17,917,738,600	20,581,555,079
第12特定期間（平成15年5月27日～平成15年11月25日）	11,496,724,436	15,333,754,944
第13特定期間（平成15年11月26日～平成16年5月25日）	21,504,979,084	22,518,159,982
第14特定期間（平成16年5月26日～平成16年11月25日）	31,322,761,293	31,446,583,061
第15特定期間（平成16年11月26日～平成17年5月25日）	22,583,685,310	12,309,737,129
第16特定期間（平成17年5月26日～平成17年11月25日）	12,186,524,450	22,809,714,564
第17特定期間（平成17年11月26日～平成18年5月25日）	4,041,875,729	40,219,799,784
第18特定期間（平成18年5月26日～平成18年11月27日）	1,850,521,411	29,795,191,099
第19特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月25日）	682,707,137	14,089,668,784
第20特定期間（平成19年5月26日～平成19年11月26日）	604,674,124	8,155,679,573
第21特定期間（平成19年11月27日～平成20年5月26日）	323,801,691	4,365,851,518
第22特定期間（平成20年5月27日～平成20年11月25日）	301,424,004	3,340,224,423

（注）本邦外における設定、解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は金130百万円です。（平成21年1月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

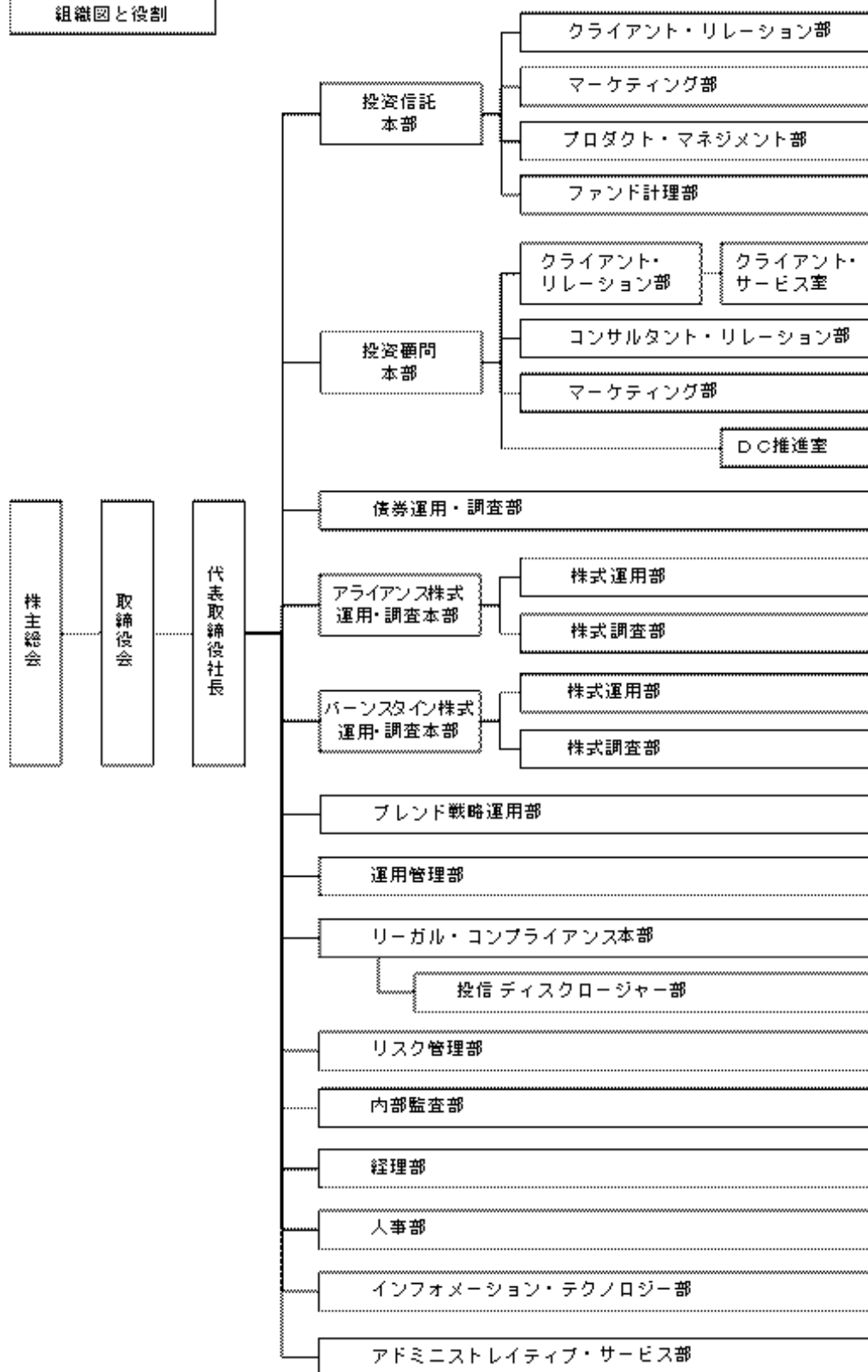
b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

組織図と役割



(本書提出日現在)

本部・部	担当業務
投資信託本部	

クライアント・リレーション部	投資信託の募集・販売に関する企画・立案及び推進に関する業務 兼業に関する業務
マーケティング部	投資信託の商品企画・立案に関する業務 投信広報及びブランディングに関する業務 兼業に関する業務
プロダクト・マネジメント部	運用委託先及び運用委託ファンドの管理・モニタリング 投資信託の受益者・販売業者に対する情報提供、 ファンド・マーケティング資料、その他関連サービスに関する業務 兼業に関する業務
ファンド計理部	投資信託財産の計理に関する業務 投資信託受益権の管理に関する業務 投資信託の設定・解約・償還に関する業務 投資信託財産の決算、監査に関する業務
投資顧問本部	
クライアント・リレーション部	年金基金及び機関投資家向け新規顧客開拓に関する業務 年金基金及び機関投資家向け顧客口座に係る 管理・連絡・運用報告等、顧客窓口業務
クライアント・サービス室	年金基金及び機関投資家向けクライアント・サービスに関する 総合窓口業務
コンサルタント・リレーション部	年金コンサルタントとのリレーションシップ構築に関する業務 ビジネス・デベロップメントに関する業務 商品毎のブランド構築及び品質管理に関する業務
マーケティング部	商品毎の投資戦略に関する文書作成業務 年金基金及び機関投資家顧客向けマーケティング資料等文書作成業務 対外提出資料におけるブランド構築及び品質管理業務
DC推進室	確定拠出型年金市場の分析業務 確定拠出型年金向けビジネスの企画立案及び業務推進
債券運用・調査部	グローバル債券（本邦債券を含む）の調査 グローバル債券（本邦債券を含む）及びそれに準ずる証券への 投資・運用、売買発注・執行に関する業務
アライアンス株式運用・調査本部	
株式運用部	日本及びアジアのグロース株式の投資戦略の策定、投資、運用に 関する業務
株式調査部	日本及びアジアのグロース株式の投資調査に関する業務
バーンスタイン株式運用・調査本部	
株式運用部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、運用に 関する業務
株式調査部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、調査に 関する業務
ブレンド戦略運用部	グロース株式とバリュー株式を合成したスタイルブレンド運用戦略の 策定、投資、運用に関する業務 スタイルブレンド株式と債券を合成したバランス運用戦略の策定、 投資、運用に関する業務
運用管理部	投資信託財産、投資顧問契約資産の運用管理及び運用管理 帳票の作成・管理に関する業務 有価証券等の売買発注・管理に関する業務 投資顧問契約資産の運用状況に関する計数管理業務
リーガル・コンプライアンス本部	投資信託の運用・販売の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資顧問契約資産の運用の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資信託・投資顧問の契約、各種契約書類の作成・管理に関する業務 監督官庁・協会との折衝及び承認申請・届出等に関する事項 会社全体の内部管理監督に関する業務 有価証券報告書等の届出等に関する業務
投信ディスクロージャー部	金商法及び投信法に基づく開示書類の作成及び管理に関する業務
リスク管理部	リスク管理の推進・統括等に関する業務
内部監査部	各被監査部門に内包するリスクに応じた定期的な監査（内部統制の 有効性の検証、問題点の指摘及びその解決策の提案）に関する業務
経理部	会社の経理・税務に関する業務
人事部	会社の人事・福利厚生に関する業務
インフォメーション・テクノロジー部	通信システム・情報システム及びその機器の管理に関する業務
アドミニストレイティブ・サービス部	会社の設備・スペース等の管理、業務支援サービスに関する業務

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年1月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投

資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	78本	280,216百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	78本	280,216百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 年次財務諸表

当社の財務諸表は、第11期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）第192条第14項により「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に従って作成しており、また第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、第11期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。

2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	注記 番号	第11期 (平成19年3月31日現在)			第12期 (平成20年3月31日現在)		
		金 額		構成比	金 額		構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
1 預金			1,196,971			2,798,327	
2 前払費用			81,299			90,045	
3 未収入金	*1		820,078			518,715	
4 未収委託者報酬			905,807			624,874	
5 未収投資顧問料	*1		3,273,486			2,905,685	
6 繰延税金資産			304,577			355,543	
流動資産合計			6,582,218	83.7		7,293,189	82.4
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物	*2	520,326			394,702		
(2) 器具備品	*2	168,901			133,362		
有形固定資産合計			689,227	8.8		528,064	6.0
2 無形固定資産							
(1) 電話加入権		2,204			2,204		
(2) ソフトウェア	*3	8,608			5,594		
無形固定資産合計			10,812	0.1		7,798	0.1
3 投資その他の資産							
(1) 長期差入保証金		457,872			875,867		
(2) その他		1,000			-		
(3) 繰延税金資産		126,453			141,908		
投資その他の資産合計			585,325	7.4		1,017,775	11.5
固定資産合計			1,285,364	16.3		1,553,637	17.6
資産合計			7,867,582	100.0		8,846,826	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1 預り金			33,500			47,860	
2 未払金							
(1) 未払手数料		316,672			148,865		
(2) 未払委託調査費	*1	1,551,428			-		
(3) 未払委託計算費		7,983			6,193		
(4) その他未払金	*1	613,128	2,489,211		970,187	1,125,245	
3 未払費用			338,177			251,364	
4 未払法人税等			901,210			1,216,769	
5 未払消費税等			226,357			146,065	
6 賞与引当金			268,140			231,964	
流動負債合計			4,256,595	54.1		3,019,267	34.1
固定負債							
1 退職給付引当金			246,840			288,098	
固定負債合計			246,840	3.1		288,098	3.3
負債合計			4,503,435	57.2		3,307,365	37.4
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			130,000			130,000	
2. 利益剰余金							
その他利益剰余金							
任意積立金		239			-		
繰越利益剰余金		3,233,908			5,409,461		
利益剰余金合計			3,234,147			5,409,461	
株主資本合計			3,364,147	42.8		5,539,461	62.6
純資産合計			3,364,147	42.8		5,539,461	62.6
負債・純資産合計			7,867,582	100.0		8,846,826	100.0

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)			第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)		
			金 額		百分比	金 額		百分比
			千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益								
1 委託者報酬				8,148,071			6,686,943	
2 投資顧問料				7,785,921			9,977,949	
3 その他営業収益				294,375			297,172	
営業収益計				16,228,367	100.0		16,962,064	100.0
営業経費								
1 支払手数料				3,308,494			2,291,198	
2 広告宣伝費				137,479			84,598	
3 公告費				2,400			2,109	
4 受益証券発行費				600			-	
5 調査費								
(1)調査費			160,776			181,136		
(2)委託調査費			3,805,758			3,557,843		
(3)図書費			7,938	3,974,472		7,950	3,746,929	
6 委託計算費				233,665			251,978	
7 営業雑経費								
(1)通信費			46,000			68,238		
(2)印刷費			38,908			26,409		
(3)協会費			12,728			12,604		
(4)諸会費			1,897	99,533		3,408	110,659	
営業経費計				7,756,643	47.8		6,487,471	38.2
一般管理費								
1 給料								
(1)役員報酬			35,574			78,584		
(2)役員賞与			64,068			134,410		
(3)給料手当			2,505,490			2,681,507		
(4)賞与			879,439	3,484,571		889,242	3,783,743	
2 交際費				19,207			15,092	
3 旅費交通費				234,692			238,163	
4 租税公課				55,840			62,684	
5 不動産賃借料				544,721			515,057	
6 退職給付費用				170,510			116,471	
7 固定資産減価償却費				95,124			254,601	
8 賞与引当金繰入				268,140			231,964	
9 諸経費				734,662			1,190,508	
一般管理費計				5,607,467	34.6		6,408,283	37.8
営業利益				2,864,257	17.6		4,066,310	24.0
営業外収益								
1 受取配当金			-			2,385		
2 受取利息			-			2,063		
3 投資有価証券売却益			24			-		
4 為替差益			-			880		
5 和解金収入			7,922			-		
6 その他営業外収益			15	7,961	0.1	-	5,328	0.0
営業外費用								
1 為替差損			4,417			-		
2 投資有価証券売却損			93			-		
3 その他営業外費用			1	4,511	0.0	0	0	0.0
経常利益				2,867,707	17.7		4,071,638	24.0
特別損失								
1 固定資産除却損			2,475			8,255		
2 損害賠償金			-	2,475	0.0	104,314	112,569	0.6
税引前当期純利益				2,865,232	17.7		3,959,069	23.4
法人税、住民税及び事業税			1,243,581			1,801,790		
過年度法人税等			-			48,385		
法人税等調整額			59,955	1,183,626	7.3	66,420	1,783,755	10.5
当期純利益				1,681,606	10.4		2,175,314	12.9

【(3) 株主資本等変動計算書】

第11期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		任意積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	130,000	718	1,551,823	1,552,541	1,682,541	1,682,541
当事業年度中の変動額(千円)						
任意積立金の取崩し(注)		239	239	-	-	-
任意積立金の取崩し		240	240	-	-	-
当期純利益			1,681,606	1,681,606	1,681,606	1,681,606
当事業年度中の変動額合計(千円)	-	479	1,682,085	1,681,606	1,681,606	1,681,606
平成19年3月31日残高(千円)	130,000	239	3,233,908	3,234,147	3,364,147	3,364,147

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第12期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		任意積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(千円)	130,000	239	3,233,908	3,234,147	3,364,147	3,364,147
当事業年度中の変動額(千円)						
任意積立金の取崩し(注)		239	239	-	-	-
当期純利益			2,175,314	2,175,314	2,175,314	2,175,314
当事業年度中の変動額合計(千円)	-	239	2,175,553	2,175,314	2,175,314	2,175,314
平成20年3月31日残高(千円)	130,000	-	5,409,461	5,409,461	5,539,461	5,539,461

(注)平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

期 別 項 目	第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	_____
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(内部造作)については定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 50年 器具備品 6 ～ 8年 _____	(1)有形固定資産 同 左 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

		（追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 有形固定資産は、従来、耐用年数を6年から50年として減価償却を行ってきましたが、平成19年11月21日付取締役会決議により、事業所の移転のため、現在使用している有形固定資産の一部について、移転の完了が見込まれる平成21年3月より後の使用が見込まれないこととなりました。そのため、これらの資産については、平成19年11月より、残存価額を零とし、平成21年3月までの期間において毎月定額償却しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が169,767千円減少しております。	
	(2)無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。	(2)無形固定資産 同 左	
3 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。なお、当期の計上額はありません。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。なお、当期末の計上額はありません。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第4号）を適用しております。 この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、64,068千円減少しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同 左 (2)賞与引当金 同 左 (3)役員賞与引当金 同 左 (4)退職給付引当金 同 左	
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	同 左
---------------------------	-----------------------------	-----

会計処理方法の変更

第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、3,364,147千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	_____
（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。 なお、当社は従前より、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、上記会計基準及び適用指針に準じた方法により会計処理をしております。 これによる損益に与える影響はありません。	_____

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (平成19年3月31日 現在)	第12期 (平成20年3月31日 現在)												
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>780,300 千円</td></tr> <tr> <td>未収入金</td><td>666,969 千円</td></tr> <tr> <td>未払委託調査費</td><td>1,551,428 千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>556,130 千円</td></tr> </table>	未収投資顧問料	780,300 千円	未収入金	666,969 千円	未払委託調査費	1,551,428 千円	その他未払金	556,130 千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>487,535 千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>827,011 千円</td></tr> </table>	未収入金	487,535 千円	その他未払金	827,011 千円
未収投資顧問料	780,300 千円												
未収入金	666,969 千円												
未払委託調査費	1,551,428 千円												
その他未払金	556,130 千円												
未収入金	487,535 千円												
その他未払金	827,011 千円												
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>225,048 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>330,331 千円</td></tr> </table>	建物	225,048 千円	器具備品	330,331 千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>404,653 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>387,388 千円</td></tr> </table>	建物	404,653 千円	器具備品	387,388 千円				
建物	225,048 千円												
器具備品	330,331 千円												
建物	404,653 千円												
器具備品	387,388 千円												
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>5,321 千円</td></tr> </table>	ソフトウェア	5,321 千円	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>5,984 千円</td></tr> </table>	ソフトウェア	5,984 千円								
ソフトウェア	5,321 千円												
ソフトウェア	5,984 千円												

（損益計算書関係）

第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
--------------------------------------	--------------------------------------

*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 取締役 年額 350,000 千円以内 監査役 年額 35,000 千円以内	
*2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 投資顧問料 1,277,829 千円 委託調査費 3,805,758 千円	*2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 投資顧問料 1,719,980 千円 委託調査費 3,557,843 千円 諸経費 356,331 千円
*3 固定資産除却損は、器具備品2,475千円であります。	*3 固定資産除却損は、器具備品8,255千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)			第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	器具備品	合 計		器具備品	合 計
取得価額	千円	千円	取得価額	千円	千円
相当額	28,690	28,690	相当額	21,511	21,511
減価償却			減価償却		
累計額	15,697	15,697	累計額	13,844	13,844
相当額			相当額		
期末残高			期末残高		
相当額	12,993	12,993	相当額	7,667	7,667
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		
未経過リース料期末残高相当額			未経過リース料期末残高相当額		
	1年以内	7,037 千円		1年以内	4,846 千円
	1年超	5,956 千円		1年超	2,821 千円
	合計	12,993 千円		合計	7,667 千円
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		
支払リース料及び減価償却費相当額			支払リース料及び減価償却費相当額		

支払リース料	7,460千円	支払リース料	7,433千円
減価償却相当額	7,460千円	減価償却相当額	7,433千円
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		減価償却費相当額の算定方法 同左	

（有価証券関係）

第11期（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）
（単位：千円）

売却額	売却益の合計	売却損の合計
1,931	24	93

第12期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第11期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
1. 採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職金制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 246,840千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 288,098千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 170,510千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 116,471千円

（ストック・オプション等関係）

第11期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 15,919千円	1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 26,359千円
2. スtock・オプション等の内容	2. スtock・オプション等の内容

会計処理方法の変更に記載のとおり、当社は従前より、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。
--	---

（税効果会計関係）

第11期 (平成19年3月31日現在)	第12期 (平成20年3月31日現在)																																																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>70,289</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>118,038</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>109,106</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>7,144</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>100,439</td></tr> <tr> <td>一括償却資産損金算入限度超過額</td><td>1,788</td></tr> <tr> <td>長期未払費用否認</td><td>19,566</td></tr> <tr> <td>損害賠償損失</td><td>-</td></tr> <tr> <td>親会社株式報酬制度負担額</td><td>4,823</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>431,193</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>431,193</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債（固定）との相殺</td><td>163</td></tr> <tr> <td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>431,030</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td>特別償却準備金積立</td><td>163</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産（固定）との相殺</td><td>163</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td><td>-</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	流動資産		未払事業税否認	70,289	未払費用否認	118,038	賞与引当金損金算入限度超過額	109,106	貯蔵品	7,144	固定資産		退職給付引当金損金算入限度超過額	100,439	一括償却資産損金算入限度超過額	1,788	長期未払費用否認	19,566	損害賠償損失	-	親会社株式報酬制度負担額	4,823	繰延税金資産小計	431,193	評価性引当額	-	繰延税金資産計	431,193	繰延税金負債（固定）との相殺	163	差引：繰延税金資産の純額	431,030	繰延税金負債		固定負債		特別償却準備金積立	163	繰延税金資産（固定）との相殺	163	繰延税金負債計	-	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>92,156</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>93,386</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>94,386</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>69,079</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>6,536</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>117,227</td></tr> <tr> <td>一括償却資産損金算入限度超過額</td><td>1,307</td></tr> <tr> <td>長期未払費用否認</td><td>8,894</td></tr> <tr> <td>親会社株式報酬制度負担額</td><td>14,480</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>497,451</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>497,451</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	流動資産		未払事業税否認	92,156	未払費用否認	93,386	賞与引当金損金算入限度超過額	94,386	減価償却超過額	69,079	貯蔵品	6,536	固定資産		退職給付引当金損金算入限度超過額	117,227	一括償却資産損金算入限度超過額	1,307	長期未払費用否認	8,894	親会社株式報酬制度負担額	14,480	繰延税金資産小計	497,451	評価性引当額	-	繰延税金資産計	497,451
繰延税金資産	千円																																																																										
流動資産																																																																											
未払事業税否認	70,289																																																																										
未払費用否認	118,038																																																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	109,106																																																																										
貯蔵品	7,144																																																																										
固定資産																																																																											
退職給付引当金損金算入限度超過額	100,439																																																																										
一括償却資産損金算入限度超過額	1,788																																																																										
長期未払費用否認	19,566																																																																										
損害賠償損失	-																																																																										
親会社株式報酬制度負担額	4,823																																																																										
繰延税金資産小計	431,193																																																																										
評価性引当額	-																																																																										
繰延税金資産計	431,193																																																																										
繰延税金負債（固定）との相殺	163																																																																										
差引：繰延税金資産の純額	431,030																																																																										
繰延税金負債																																																																											
固定負債																																																																											
特別償却準備金積立	163																																																																										
繰延税金資産（固定）との相殺	163																																																																										
繰延税金負債計	-																																																																										
繰延税金資産	千円																																																																										
流動資産																																																																											
未払事業税否認	92,156																																																																										
未払費用否認	93,386																																																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	94,386																																																																										
減価償却超過額	69,079																																																																										
貯蔵品	6,536																																																																										
固定資産																																																																											
退職給付引当金損金算入限度超過額	117,227																																																																										
一括償却資産損金算入限度超過額	1,307																																																																										
長期未払費用否認	8,894																																																																										
親会社株式報酬制度負担額	14,480																																																																										
繰延税金資産小計	497,451																																																																										
評価性引当額	-																																																																										
繰延税金資産計	497,451																																																																										
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率（調整）</td><td>40.7 %</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.2</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の取崩</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>41.3 %</td></tr> </table>	法定実効税率（調整）	40.7 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	評価性引当額の取崩	-	その他	0.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.3 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率（調整）</td><td>40.7 %</td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.3</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.1</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>45.1 %</td></tr> </table>	法定実効税率（調整）	40.7 %	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.3	その他	1.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1 %																																																								
法定実効税率（調整）	40.7 %																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2																																																																										
評価性引当額の取崩	-																																																																										
その他	0.6																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.3 %																																																																										
法定実効税率（調整）	40.7 %																																																																										
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.3																																																																										
その他	1.1																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1 %																																																																										

[次へ](#)

（関連当事者との取引）

第11期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員 の兼任等	事業上の関係				
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,630,616 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	無し	当社 設定・運用商品の運用を委託	投資顧問サービスの提供	1,277,829	未収投資顧問料	780,300
								費用の立替払	843,572	未収入金	666,969
								投資顧問サービスの被提供	3,805,758	未払委託調査費	1,551,428
								資金の返済	1,000,000	関係会社長期借入金	-
								費用の立替払	824,340	その他未払金	556,130

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員 の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	21,810	未収入金	1,807
								外国投資信託等に係る兼業業務収入	294,375	未収入金	151,298
								費用の立替払	10,816	その他未払金	3,737

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

第12期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員 の兼任等	事業上の関係				
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,572,058 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	無し	当社 設定・運用商品の運用を再委託	投資顧問サービスの提供	1,719,980	-	-
								費用の立替払	741,740	未収入金	487,535
								投資顧問サービスの被提供	3,557,843	-	-
								諸経費の支払い	44,537	その他未払金	827,011
								費用の立替払	1,229,764	-	-

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	21,927	未収入金	1,768
								外国投資信託等に係る兼業業務収入	297,172	-	-
								費用の立替払	91	-	-
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・香港リミテッド	中国香港	80,000千 香港ドル	投資顧問業	無し	無し	出向者の派遣	費用の立替払	22,591	未収入金	1,445

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

項 目	第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	1,293,903 円 01 銭	2,130,561 円 97 銭
1株当たり当期純利益	646,771 円 72 銭	836,658 円 95 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項 目	第11期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
当期純利益（千円）	1,681,606	2,175,314
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,681,606	2,175,314
期中平均株式数	2,600	2,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1)中間貸借対照表

		期 別	注記 番号	第13期 中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
科 目				金 額
(資産の部)				千円
流 動 資 産				
現金及び預金				3,582,998
未収入金				537,803
未収委託者報酬				537,250
未収投資顧問料				3,247,437
繰延税金資産				735,417
その他				128,138
	流動資産合計			8,769,043
固 定 資 産			*1	
有形固定資産				351,478
無形固定資産				7,539
投資その他の資産				
長期差入保証金				876,773
繰延税金資産				154,596
その他				103,759
	固定資産合計			1,494,145
資 産 合 計				10,263,188
(負債の部)				
流 動 負 債				
未払金				
未払手数料				119,474
その他未払金				616,723
未払費用				338,452
未払法人税等				1,284,541
賞与引当金				696,177
役員賞与引当金				65,529
その他			*2	94,355
	流動負債合計			3,215,251
固 定 負 債				
退職給付引当金				330,838
	固定負債合計			330,838
負 債 合 計				3,546,089
(純資産の部)				
株 主 資 本				
1.資本金				130,000
2.利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				6,587,099
利益剰余金合計				6,587,099
株主資本合計				6,717,099
純 資 産 合 計				6,717,099
負 債 ・ 純 資 産 合 計				10,263,188

(2)中間損益計算書

期 別		第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額
		千円
営業収益		
委託者報酬		2,584,798
投資顧問料		3,757,229
その他営業収益		533,505
営業収益計		6,875,532
営業費用及び一般管理費		
営業費用		
支払手数料		840,049
その他		289,504
一般管理費	*1	3,702,462
営業費用及び一般管理費計		4,832,015
営 業 利 益		2,043,517
営業外収益	*2	5,285
営業外費用		14
経 常 利 益		2,048,788

税引前中間純利益	2,048,788
法人税、住民税及び事業税	1,263,713
法人税等調整額	392,563
法人税等合計	871,150
中間純利益	1,177,638

(3) 中間株主資本等変動計算書

		第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
		千円
株主資本		
資本金		
前期末残高		130,000
当中間期変動額		-
当中間期末残高		130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		5,409,461
当中間期変動額		
中間純利益		1,177,638
当中間期変動額合計		1,177,638
当中間期末残高		6,587,099
利益剰余金合計		
前期末残高		5,409,461
当中間期変動額		
中間純利益		1,177,638
当中間期変動額合計		1,177,638
当中間期末残高		6,587,099
株主資本合計		
前期末残高		5,539,461
当中間期変動額		
中間純利益		1,177,638
当中間期変動額合計		1,177,638
当中間期末残高		6,717,099
純資産合計		
前期末残高		5,539,461
当中間期変動額		
中間純利益		1,177,638
当中間期変動額合計		1,177,638
当中間期末残高		6,717,099

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別	第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
項 目	
1 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産...定率法により償却しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（内部造作）については定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 50年 器具備品 6 ～ 8年 (追加情報) 有形固定資産は、従来、耐用年数を6年から50年として減価償却を行ってききましたが、平成19年11月21日付取締役会決議により、事業所の移転のため、現在使用している有形固定資産の一部について、移転の完了が見込まれる平成21年3月より後の使用が見込まれないこととなりました。そのため、これらの資産については、平成19年11月より、残存価額を零とし、平成21年3月までの期間において毎月定額償却しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が210,431千円減少しております。 (2)無形固定資産...定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金…一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありせん。 (2)賞与引当金…従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (4)退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

期 別	第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
項 目	
リース取引に関する会計基準	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はございません。

（追加情報）

第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
（従業員賞与） 従業員に係る賞与のうち、従来は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが負担していた従業員報酬制度の一部を、平成20年4月1日より当社の賞与制度に移行しました。 この従業員賞与制度の採用に伴い、当中間会計期間より本制度の賞与支給見込額を一般管理費に含めて計上しており、未払分をその他未払金に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第13期 中間会計期間末 (平成20年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	594,136 千円
器具備品	444,729 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	246,824 千円
無形固定資産	260 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取利息	2,792 千円
受取配当金	2,469 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	合計	
	千円	千円	
取得価額相当額	18,748	18,748	
減価償却累計額相当額	11,475	11,475	
中間期末残高相当額	7,273	7,273	
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。			
未経過リース料中間期末残高相当額			
	1年内	4,774 千円	
	1年超	2,499 千円	
	合計	7,273 千円	
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。			
支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料	3,427 千円		
減価償却相当額	3,427 千円		
減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)

1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
一般管理費 10,454 千円

2.ストック・オプション等の内容

当社は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

（1株当たり情報）

項 目	第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	2,583,499 円 75 銭
1株当たり中間純利益	452,937 円 78 銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第13期 中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
中間純利益（千円）	1,177,638
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	1,177,638
期中平均株式数（株）	2,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
該当事項はありません。
また、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：りそな信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

りそな信託銀行株式会社は、関係当局の認可を前提として、平成21年4月1日付けで りそな銀行 と りそな信託銀行 が合併し、りそな銀行となる予定です。

<再信託受託会社>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称：S M B C フレンド証券株式会社

資本金の額：27,270百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

資本金の額：45億72百万米ドル（約5,219億円）（平成19年12月末現在）

米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝114.15円（平成19年12月28日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）を用いています。

事業の内容：米国1940年投資顧問法に基づき、投資顧問会社として登録され、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社はアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

平成20年7月2日 臨時報告書

平成20年8月25日 有価証券報告書

平成20年8月25日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年10月2日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年 1 月26日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成20年5月27日から平成20年11月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成20年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月22日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 真 美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年7月28日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成19年11月27日から平成20年5月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成20年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社（旧社名 アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社（旧社名 アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社）の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。